

重層的支援体制整備事業等の取組状況について（地域福祉課）

1 「地域共生社会」の実現に向けた取組について

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められている。

こうした考え方を具体化するため、令和3年度から、包括的支援体制の整備を推進する重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）を実施しており、重層事業の実施自治体数も徐々に増加している。（令和3年度 42 市町、令和4年度 134 市町村、令和5年度 189 市町村、令和6年度 346 市町村（予定））

令和6年度は、令和2年の社会福祉法改正法附則の検討規定に基づき、包括的支援体制の整備に向けた施策について見直しの検討を開始する予定であり、引き続き、「地域共生社会」の実現に向けて取り組んでいく。

2 重層的支援体制整備事業について

(1) 重層的支援体制整備事業の枠組みについて

重層事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものである。

そのため、従来、分野（介護、障害、子ども・子育て、生活困窮）ごとに行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助（以下「既存事業」という。）に、新たに多機関協働や参加支援等の機能強化を図る補助を加えて一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」（以下「重層事業交付金」という。）として交付している。

なお、令和6年度に重層事業を実施する予定の346市町村（令和5年10月に実施した国の意向調査で重層事業を実施すると回答した市町村）は、表1のすべての事業を実施することが必要であり、国は重層事業交付金としてこれらの事業に必要な財源を交付する。

重層事業は、実施を希望する市町村の手あげによる任意事業であるが、地域共生社会の実現に向けた効果的な取組と考えている。したがって、実施を希望する市町村においては、重層事業への移行に向けて、分野を超えた部局横断の連携体制の検討及び整備、重層的支援体制整備事業実施計画（以下「重層事業実施計画」という。）の策定、重層事業を実施する際の毎年度の予算編成や予算執行にかかる体制の構築を進めていただきたい。

都道府県においては、重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業（3の（2）参照）を活用するなど、管内市町村への積極的な支援をお願いしたい。

(2) 重層的支援体制整備事業交付金について

重層事業交付金については、各分野の相談支援及び地域づくりにかかる既存事業の補助金等を一体化するとともに、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働といった新たな機能に係る補助を追加して交付するものである。

既存事業分については、財政保障の水準を維持する観点から、国、都道府県、市町村の費用負担割合や補助基準額は、それぞれの制度における現行の規定と同様としている。令和6年度予算案における既存事業及び多機関協働事業等（多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業の3事業を総称している。）の補助率は表2のとおりであり、多機関協働事業等の補助基準額は表3のとおり予定している。

なお、多機関協働事業等の補助基準額については、重層事業創設以前に実施していた「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」における補助基準額で算定していた職員数等を勘案するなどして、本事業の実施に必要と推定される職員数等を算定しているところである。重層事業実施3年目に入ったことから、令和5年6月に、重層事業実施自治体に対し、多機関協働事業等における人員配置状況

についてアンケート調査を行ったところ、表4のとおり、補助基準額において想定している人員数との乖離が生じている実態が確認された。これを補助基準額の区分別に見ると、実際の人員数が、補助基準額において想定している人員数を上回っている区分よりも、下回っている区分の方が多くなっている傾向にある。令和7年度の補助基準額については、この結果も勘案して、人口区分の見直しも含めて検討することとしているので、令和7年度に重層事業を実施する自治体におかれては、予め御留意願いたい。

表1 (重層的支援体制整備事業で実施する事業)

	事業名
包括的 相談 支援 事業	地域包括支援センターの運営 *法第106条の4第2項第1号のイ
	障害者相談支援事業 *法第106条の4第2項第1号のロ
	利用者支援事業 *法第106条の4第2項第1号のハ
	生活困窮者自立相談支援事業 *法第106条の4第2項第1号のニ
	福祉事務所未設置町村による相談事業 *市及び生活困窮者自立相談支援事業を実施している町村は不要
地域 づくり 事業	地域介護予防活動支援事業 *法第106条の4第2項第3号のイ
	生活支援体制整備事業 *法第106条の4第2項第3号のロ
	地域活動支援センターの基本事業 *法第106条の4第2項第3号のハ
	地域子育て支援拠点事業 *法第106条の4第2項第3号のニ
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業
等 多 機 関 協 働 事業	参加支援事業 *法第106条の4第2項第2号 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 *法第106条の4第2項第4号 多機関協働事業 *法第106条の4第2項第5号

表2 (令和6年度における重層的支援体制整備事業で実施する各事業の補助率等)

	事業名	補助率等				
		国	都道府県	市町村	その他	
包括的 相談 支援 事業	地域包括支援センターの運営	38.5/100	19.25/100	19.25/100	23/100 (1号保険料)	
	基幹相談支援センター等機能強化事業等 ※1	50/100 以内	25/100 以内	25/100	—	
	利用者支援事業	2/3	1/6	1/6	—	
	生活困窮者自立相談支援事業	3/4	—	1/4	—	
	福祉事務所未設置町村による相談事業	3/4	—	1/4	—	
地域 づくり 事業	地域介護予防活動支援事業	25/100	12.5/100	12.5/100	23/100 (1号保険料) 27/100 (2号保険料)	
	生活支援体制整備事業	38.5/100	19.25/100	19.25/100	23/100 (1号保険料)	
	地域活動支援センター機能強化事業 ※2	50/100 以内	25/100 以内	25/100	—	
	地域子育て支援拠点事業	1/3	1/3	1/3	—	
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	下記以外	1/2	—	1/2	—
		地方自治体が創意工夫を凝らして実施する民生委員の「業務負担の軽減」・「理解度の向上」・「多様な世代の参画」に資する事業 (R6～) ※3	1/2	1/4	1/4	—
多機関協働事業等	・参加支援事業 ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ・多機関協働事業	1/2	1/4	1/4	—	

※1 地方交付税を財源として実施される障害者相談支援事業に加えて、重層的支援体制整備事業実施要綱に規定する「相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業等）」を実施する場合

※2 地方交付税を財源として実施される地域活動支援センターの基本事業に加え

て、重層的支援体制整備事業実施要綱に規定する「地域活動支援センター機能強化事業」を実施する場合

※3 政令市・中核市の場合の負担割合は、国 1/2、政令市・中核市 1/2

表3 (令和6年度における多機関協働事業等の補助基準額)

市町村人口規模	補助基準額 (円)
10,000 人未満	25,300,000
10,000 人以上～30,000 人未満	28,000,000
30,000 人以上～50,000 人未満	31,000,000
50,000 人以上～100,000 人未満	33,800,000
100,000 人以上～200,000 人未満	42,000,000
200,000 人以上～300,000 人未満	50,500,000
300,000 人以上～500,000 人未満	56,000,000
500,000 人以上	61,800,000

※ 人口規模については、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数を基準とする。

表4 (多機関協働事業等における人員配置状況)

国庫補助基準額の区分	現行基準額において想定する人員数 (A)	R5.6 アンケート結果における人員数 (B)	(A) - (B)
1 万人未満	4.5	2.7	1.8
1 万人以上 3 万人未満	5.0	5.5	-0.5
3 万人以上 5 万人未満	5.5	4.4	1.1
5 万人以上 10 万人未満	6.0	5.5	0.5
10 万人以上 20 万人未満	7.5	6.2	1.3
20 万人以上 30 万人未満	9.0	9.2	-0.2
30 万人以上 50 万人未満	10.0	7.8	2.2
50 万人以上	11.0	15.7	-4.7

(3) 多機関協働事業等について

重層事業には、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業といった、重層的支援体制の強化に資する新たな機能を追加している。

多機関協働事業は、重層事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援するものである。具体的には、重層事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、単独の支援機関では対応が

難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める等の取組を実施する。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、複数分野にまたがる複雑化・複合化した課題を抱えているにもかかわらず、必要な支援が届いていない人に支援を届けるものである。具体的には、各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見つける。また、本人と直接対面するなど、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働き掛けを行う。

参加支援事業は、各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行うものである。具体的には、利用者のニーズや課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源間のコーディネート、本人と支援メニューのマッチングを行うほか、新たに社会資源に働き掛けるなど、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。また、本人と支援メニューをマッチングした後、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをするとともに、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートを行う。

これらの事業の具体的な内容については、国が主催する各種研修、都道府県キャラバンなど様々な場面を通じて周知をしてきたところであり、重層事業や重層事業への移行準備事業（3の（1）参照）を実施する市町村においては、事業内容を十分御理解の上、事業内容の検討をしていただくようお願いしたい。

3 令和6年度予算案について

令和6年度予算案においては、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、重層事業に加えて、「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」（以下「移行準備事業」という。）、「重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業」（以下「都道府県後方支援事業」という。）、「重層的支援体制構築推進人材養成事業」（以下「人材養成事業」という。）を実施するために必要な経費として、計555億円（令和5年度は351億円）を計上した。

各自治体におかれては、以下の各事業の具体的な内容について御理解の上、積極的な事業展開をお願いする。（重層事業については2を参照）

（1）重層的支援体制整備事業への移行準備事業

移行準備事業は、重層事業の実施に向けた市町村の体制整備に取り組むことを目的とし、庁内外の関係者・関係機関との連携体制を構築するための取組や多機関協働の取組を行うものである（生活困窮者就労支援事業費等補助金の事業として実施）。

なお、アウトリーチ等を通じた継続的支援や参加支援の取組等も補助対象経費とする予定である。

令和6年度における本事業の国の補助率は3/4（市町村の負担は1/4）を維持するとともに、国庫補助基準額については令和5年度の見直し後の基準額を令和6年度も踏襲し、表5-2のとおりとすることとしているので御了知願いたい。

令和6年度においては既に206市町村が実施を予定していると承知しており、各自治体におかれては、引き続き重層事業への移行に向けた適切な活用をお願いしたい。

本事業は、重層事業に移行するための試行的な事業という性格を有しているが、重層事業の施行から一定期間が経過し、重層事業の実施事例が数多く報告されてきていることから、令和7年度末をもって終了する予定である。このため、令和6年度に新規に実施する市町村については、最長で2か年の事業となるので予め御承知おき願いたい。本事業終了後は、既実施自治体のノウハウを参考としていただくとともに、令和6年度から開始する重層事業未実施自治体向けのブロック研修に参加していただくなどにより、重層事業実施に当たっての体制整備構築を進めていただきたい。

表5-1（令和4年度までに移行準備事業を開始していた場合の補助基準額）

市町村人口規模	補助基準額（円）
10,000人未満	16,900,000
10,000人以上～30,000人未満	18,700,000
30,000人以上～50,000人未満	20,700,000
50,000人以上～100,000人未満	22,500,000
100,000人以上～200,000人未満	28,000,000
200,000人以上～300,000人未満	33,700,000
300,000人以上～500,000人未満	37,300,000
500,000人以上	41,200,000

※ 人口規模については、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数を基準とする。

表5-2（令和5年度以降に新たに移行準備事業を開始する場合の補助基準額）

市町村人口規模	補助基準額（円）
10,000人未満	6,300,000
10,000人以上～30,000人未満	7,000,000
30,000人以上～50,000人未満	7,800,000
50,000人以上～100,000人未満	8,500,000
100,000人以上～200,000人未満	10,500,000
200,000人以上～300,000人未満	12,600,000
300,000人以上～500,000人未満	14,000,000
500,000人以上	15,500,000

※ 人口規模については、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数を基準とする。

(2) 重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業

都道府県後方支援事業は、都道府県が実施主体となり、市町村が推進する重層的な支援体制整備の後方支援として都道府県が行う各種取組に必要な経費に対して補助するものである（※令和5年度は44道府県が取り組んでいる）。

具体的には、市町村における庁内・庁外連携促進のための支援、市町村間の交流・ネットワーク構築支援、重層事業への移行促進等を目的とした研修の実施、重層的支援体制構築のための実態調査等の取組を対象に補助するものである。なお、本事業の国の補助率は3/4（都道府県の負担は1/4）としている。

また、社会福祉法には、国及び都道府県の責務として、市町村において重層事業の実施など、包括的な支援体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう必要な支援を行う旨（表6）が規定されている。具体的には、都道府県の広域的・専門的な機能として、都道府県が実施している相談支援等の機能及び市町村の重層的支援体制との連携により、複雑化・複合化した課題を有する者への包括的な支援体制の充実が図られること、また、市町村への必要な後方支援を行うことが期待される。

これら都道府県に求められる役割にかんがみ、市町村における包括的な支援体制の整備がさらに推進されるよう、都道府県におかれては、本事業の適切な活用をお願いしたい。

表6（社会福祉法（抜粋））

<p>（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。</p> <p>3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において<u>第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。</u></p>
--

(3) 重層的支援体制構築推進人材養成事業

重層事業に関わる支援者は、多様な分野と連携しながら包括的な支援を進めていくことで、地域共生社会の実現の一翼を担っていただきたいと考えている。そのため、重層事業の推進に際しては、人材養成が極めて重要である。

このため、国においては、①地域共生社会の基本理念を理解した上で、重層事業の意義やその内容、目指す方針を理解すること、②研修を通じて自治体職員や支援関係者同士のネットワークをつくること、③学んだことを持ち帰り、自治体内において体制を検討する際の中核となることを目的とした人材養成事業を令和3年度から実施している。令和5年度においては重層事業を実施する自治体や多機関協働事業等を受託する事業者等を対象にした全国研修（表7）を実施している。

令和6年度における人材養成事業においては、令和5年度までと同様に、重層事業を実施する自治体や多機関協働事業等を受託する事業者、市町村の後方支援を担う都道府県等を対象にした研修を実施する予定であるほか、新たに、重層事業を実施していない自治体を対象とした、包括的支援体制を構築するために必要な知識・技能等を習得するためのブロック別研修を実施する予定である。都道府県、市町村におかれては、本事業に係る研修会等へ積極的に参加いただくようお願いしたい。

また、令和3年度から令和5年度までに実施した研修の資料及び動画については、厚生労働省ホームページから視聴を可能としているので、都道府県・市町村におかれては、関係部署の職員等を含め、庁内外の研修等に御活用いただきたい。

(URL は以下のとおり)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhog/chiikikyosei/index.html

表7（全国研修の概要（令和5年度の例））

研修名	対象者	開催方法	開催実績・予定 (ライブ研修)
みんなでキャンプ！	都道府県、重層事業未実施自治体、重層事業実施自治体、多機関協働・参加支援・アウトリーチ等支援事業者	・対面 ・オンデマンドによるハイブリッド受講	令和5年10月
【基礎編】研修	都道府県、重層事業未実施自治体、重層事業実施自治体、多機関協働・参加支援・アウトリーチ等支援事業者	①オンデマンド ②Zoom 集合研修（第1回と第2回の間、自治体が自主的に実践研修を行うことを想定）	①令和6年1月 ②令和5年10月、令和6年2月

【応用編】研修	都道府県、重層事業実施自治体、多機関協働・参加支援・アウトリーチ等支援事業者	・Zoom 集合研修（第1回と第2回の間、自治体が自主的に実践研修を行うことを想定）	令和5年11月、令和6年2月
---------	--	--	----------------

4 その他

(1) 重層的支援体制整備事業を推進するための各種取組について

① 多様な施策との連携について

市町村において包括的な支援体制を整備するに当たっては、個別支援と地域に対する支援の両面を通じて、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化するために、

- ・ 相談支援によって本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、関係機関全体で支援を進めること
- ・ 参加支援を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施すること
- ・ 地域を面で捉えた地域づくりに向けた支援により、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施すること

が必要であり、このための一手法として、重層事業が位置づけられている。

したがって、重層事業においては、市町村内の各種施策に係る支援機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となる。そのため、社会福祉法第6条第2項（表8）に明示された保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生等の多様な関係部局の連携を強化する観点から、同法第106条の6において、市町村が、関係部局や支援機関、民生委員・児童委員等の関係者により構成される支援会議を組織することができることや、同法第106条の5において、重層事業の提供体制を明記した重層事業実施計画を策定するよう努めることが規定されている。

また、こうした多様な施策の連携を円滑に進めることができるよう、各施策との連携通知（表9）を発出しているところであり、これらの通知を踏まえ、各自治体におかれては、重層事業の実施や重層事業への移行準備にあたり、各施策との連携体制の構築を進めていただきたい。

なお、重層事業実施計画の記載内容については、社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第34条の10で定め、具体的な策定ガイドラインについては、令和3年3月31日付け通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（子ども家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知）にお

いて示しているところであり、重層事業実施計画の策定に当たって十分参照いただきたい。

表 8 (社会福祉法 (抜粋)) 再掲

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)	
第六条 (略)	
2	国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、 <u>保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。</u>
3	(略)

表 9 (多様な施策との連携通知)

重層事業等との連携施策	連携通知発出日
<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり支援 ・自殺対策 ・児童福祉制度・DV被害者支援施策等 ・公共職業安定所等 ・シルバー人材センター ・生涯現役促進地域連携事業 ・水道事業 ・保護観察所等 ・地域生活定着促進事業 ・教育施策 ・子供・若者育成支援施策 	令和3年3月29日
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向け施策 ・障害保健福祉施策 ・子ども・子育て支援施策 ・生活困窮者自立支援制度 ・生活保護制度 ・成年後見制度利用促進に係る取組 ・社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等 	令和3年3月31日
<ul style="list-style-type: none"> ・地域若者サポートステーション事業 	令和3年4月1日
<ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全確保地域協議会制度 ・地域力創造施策 	令和3年10月1日
<ul style="list-style-type: none"> ・地方創生施策 	令和3年12月1日
<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産施策 	令和4年3月1日
<ul style="list-style-type: none"> ・地域循環共生圏 	令和4年6月30日

② 参加支援について

複雑化・複合化したニーズを抱える者に対して、多様な社会参加への支援を提供するためには、既存制度では対応できない狭間のニーズに対応できる社会資源を確保することが必要である。このため、各地域において様々な福祉サービスを提供している福祉サービス事業所等には、その支援に関する人材、場、ノウハウを十分に活かしていただくことが期待される。

各分野のサービスを複合的に提供する場合の取扱いについては、「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（改訂版）（令和4年6月）」や、介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供する共生型サービスの実施等により進められてきたところであるが、重層事業における参加支援を実施するための社会資源の活用方法としては、既存の福祉サービス事業所等における定員の空きを活用するなど、本来の業務に支障の無い範囲で本来の支援対象者とは別に、社会参加に向けた支援対象者を受け入れることも考えられる。

社会参加に向けた施策を自治体において具体的に取り組むに際しては、令和3年3月31日付け通知「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」（子ども家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知）において、既存の社会福祉施設や福祉サービス事業所等の地域資源の活用を促進するための具体的な運用を示しているため、各自治体の地域の実情に応じて、積極的に地域資源の活用を進めていただきたい。

(2) 各事業の実績報告について

重層事業を推進するに当たっては、事業を行うことによる経年的な効果や成果を明らかにしていくことが重要である。そのため、『「重層的支援体制整備事業に係る帳票類及び評価指標の手引きの策定について（通知）」の改正について』（令和4年3月31日付け社援地発 0331 第1号厚生労働省 社会・援護局長地域福祉課長通知）において、重層事業を実施している市町村に対し、四半期ごとに事業実績報告をお願いしているところであり、令和6年度においても、引き続き御協力をお願いしたい。

この実績報告については、「生活困窮者自立支援統計システム」の改修という形で、「多機関協働支援業務支援ツール」及び「多機関協働事業支援統計ツール」を新たに導入することにより、令和5年7月から当該システムを通じて御報告いただくことを可能としている。令和6年度の実績報告については、重層事業を実施している全ての市町村から、このシステムを通じて御報告いただくよう依頼する予定であるため、御承知置き願いたい。なお、システムによる報告では一部収集できない項目があるため、それについては別途、御報告を依頼する予定である。

(3) 地域共生ポータルサイト等の周知広報に向けた活動について

厚生労働省においては、地域共生社会の実現に向けた気運を醸成するため令和3年4月に地域共生社会のポータルサイトを開設し、重層事業をはじめ、地域共生社

会の実現に向けた取組に関する基礎資料や各種通知、全国各地の取組事例等を随時掲載している。また、令和5年4月から6月までの間、厚生労働省のメディアプラットフォームに『地域共生社会を考えるコラム』を掲載するなどの広報も行ったところである。いずれも、地域住民、保健医療福祉等の分野における関係団体や実践者、行政職員など幅広い方々を対象としたものであるため、各都道府県・市町村におかれては、関係団体や関係者への周知をお願いするとともに、包括的な支援体制の構築を推進するにあたり十分に御活用いただきたい。

○地域共生社会のポータルサイト

<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>

○地域共生社会を考えるコラム

<https://mhlw-communication-gov.note.jp/m/m4d970b6b4d97>

(4) 国による自治体支援について

厚生労働省では、人材養成事業のほかにも、各都道府県との協議の上で、都道府県を訪問し、地域共生社会の考え方や重層事業等の内容などについて、周知・広報を行うとともに、各自治体等と意見交換を行う取組（全国キャラバン）を実施している。今年度も多くの都道府県から要望をいただき、各都道府県が主催する市町村等を対象にした会議の場等に訪問（オンライン含む）させていただくなど、順次対応しているところである。令和6年度においても同様の取組を実施していくことを予定しており、別途、実施に当たっての御案内をさせていただくので御了知願いたい。

なお、重層事業の概要説明等については、上記第4の3の(3)で紹介した、厚生労働省ホームページにおける人材養成事業の動画配信において、行政説明も配信しているので、適宜御活用いただきたい。

(5) 孤独・孤立対策の推進

令和6年4月1日から、孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）が施行され、国及び地方における総合的な孤独・孤立対策に関する施策が本格的に推進されることとなる。

孤独・孤立対策は、

- (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応、
- (2) 当事者や家族等の立場に立った施策の推進、
- (3) 人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

を基本理念として進めるものとされている。孤独・孤立の状態は、人生のあらゆる場面で誰にでも生じ得るものであり、当事者や家族等が置かれる具体的な状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって多様であるため、孤独・孤立の問題には、当事者や家族等の状況に応じた多様なアプローチや手法により、分野を超えた部局横断的・多様な民間団体の連携の下対応することが求められる。これは、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備に向けた取組みにも共

通する理念であり、包括的支援体制の整備を推進するためのひとつのツールである重層事業の実施は、孤独・孤立対策にも資するものである。

「孤独・孤立対策の重点計画」（令和4年12月26日孤独・孤立対策推進会議決定）の中でも、地域において孤独・孤立の問題を抱えている方を包括的に支える支援体制を構築するに当たり、重層事業の活用及び推進が目指されていることから、重層事業の実施に当たっても、孤独・孤立対策の視点を組み入れていくことが重要である。

例えば、孤独・孤立対策推進法に基づき、官民連携の取組の推進のために設置される「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」に、重層事業の担当部署及び関係機関も参加し、分野を超えた多様な官・民の主体と顔の見える関係づくりをすることなども有効と考えられるので、他の孤独・孤立対策関連施策の積極的な活用や連携をお願いします。

○孤独・孤立対策推進法及び施行通知等

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/suisinhou/suisinhou.html>

○孤独・孤立対策の重点計画

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/juten_keikaku/jutenkeikaku.html

重層的支援体制整備事業等の取組状況について

(1) 現状・課題

- 重層的支援体制整備事業については、制度開始から3年が経過した。令和5年度においては189市町が重層事業を実施しており、令和6年度は346市町村が実施する予定である。引き続き、重層事業の効果的な実施等による包括的な支援体制の整備を進めていくとともに、実施を希望する市町村が円滑に本事業に移行できるよう、適切な支援が必要である。

(2) 令和6年度の取組

- 令和2年の社会福祉法改正法の附則に基づき、各自治体の事業内容等も踏まえながら課題を整理し、包括的な支援体制の構築等に向けた検討を開始することとしており、重層事業についても適宜見直しを検討する。
- 都道府県において重層事業を実施する市町村をバックアップするため、都道府県が行う市町村への後方支援に対して補助を行うほか、重層事業への移行を希望する市町村に対して補助を実施する。
- 国において、都道府県・市町村職員や重層事業に従事する職員等を対象とした人材養成事業に加え、重層事業未実施自治体や移行準備中の市町村を対象とした研修も実施予定。

(3) 依頼・連絡事項

- 市町村においては、重層事業の実施に向けて、分野を超えた部局横断の連携体制の検討及び整備を進めるとともに、重層事業の実施計画の策定や、事業を実施する際の市町村内の毎年度の予算編成・予算執行にかかる体制の構築をお願いする。
一方、多機関協働事業等の人員配置状況についてアンケート調査を行ったところ、人口区分によって差異はあるものの、全体として、実際の人員数が、補助基準額において想定している人員数を上回っている区分よりも、下回っている区分の方が多くなっている傾向にあることから、令和7年度においては、同基準額を見直す方向で検討しているので、留意されたい。
- 国が行う人材養成研修については、重層実施市町村のみならず、事業未実施市町村向けの研修も実施する予定であるので、積極的な参加をお願いする。
- 重層事業への移行準備事業については、令和7年度末をもって終了する予定であるので、予めご承知置き願いたい。

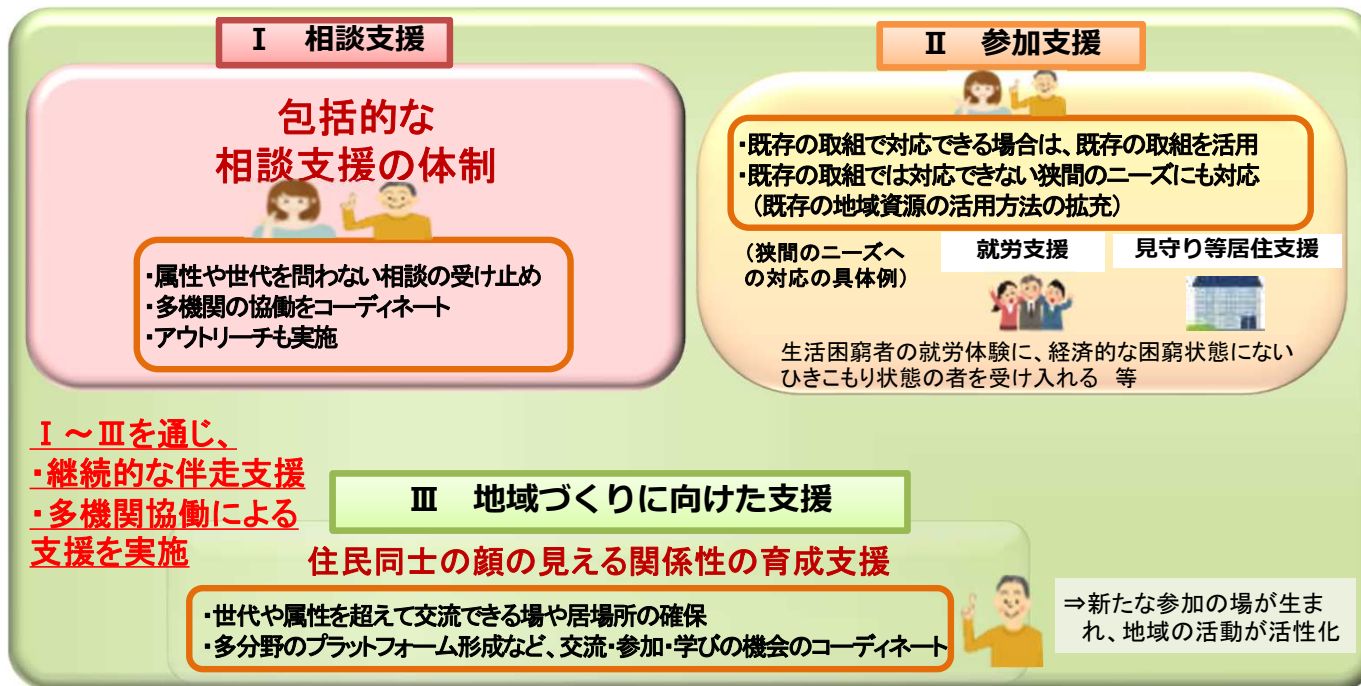
重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)について

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では狭間のニーズへの対応などに課題がある。
(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- このため、市町村において属性を問わない包括的な支援体制を構築できるよう、令和3年度から重層的支援体制整備事業を実施。

事業概要

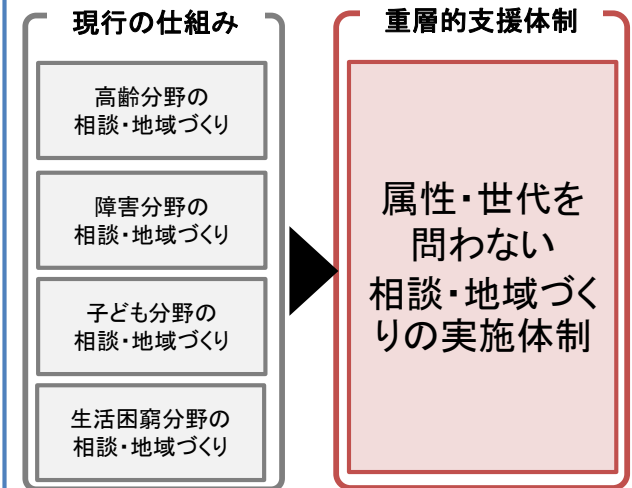
- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施。
- 希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須。
- 市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付。
- 実施自治体数・・・令和3年度 42市町村、令和4年度 134市町村、令和5年度 189市町村、令和6年度 346市町村(予定)

重層的支援体制整備事業の全体像



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。



地域共生社会の実現に向けた地域づくり

令和6年度予算案
555億円
(令和5年度予算:351億円)

【重層的支援体制整備事業】 令和6年度予算案：543億円（令和5年度予算：322億円）

- 社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域包括支援センターの運営（介護分野） ・基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野）	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮分野）	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	○ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国:1/2 都道府県:1/4 市町村:1/4

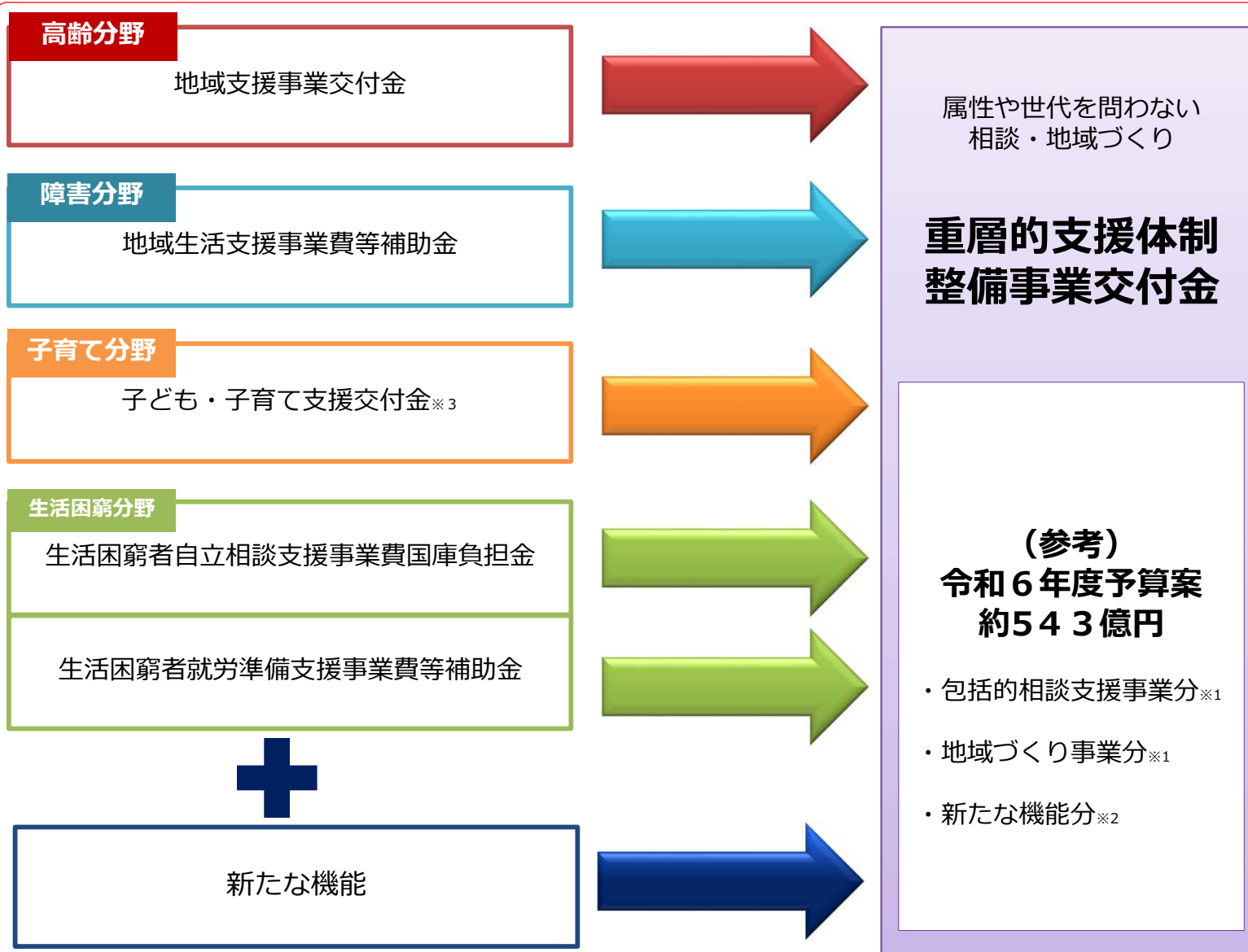
【その他（包括的な支援体制の整備に向けた支援）】 令和6年度予算案：12億円（令和5年度予算：29億円）

- 市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援等を行う。

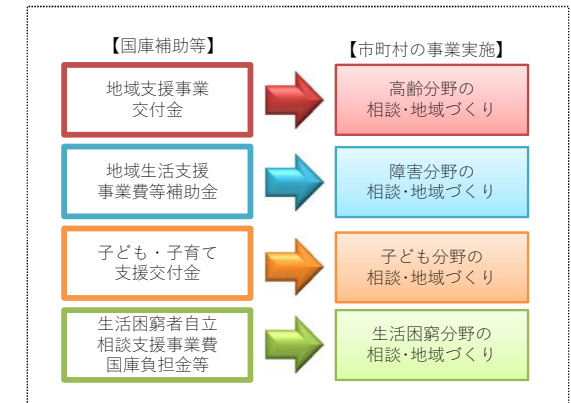
事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○ 重層的支援体制整備事業への移行準備に必要な経費 ※改正社会福祉法の施行から一定期間が経過していること等を踏まえ、令和5年度以降に新規実施する自治体については、国庫補助の上限額を見直している。	市町村	国:3/4 市町村:1/4
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○ 市町村における包括的な支援体制の構築を進めるために行う、都道府県による市町村への後方支援の取組に必要な経費	都道府県	国:3/4 都道府県:1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○ 重層的支援体制整備事業の実施市町村、都道府県、本事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費	国	(委託費)

○重層的支援体制整備事業交付金は、高齢、障害、子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業^{※1}の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能^{※2}を追加して一括して交付する。

重層的支援体制整備事業（実施は市町村の任意）



（参考：現行の仕組み）



<※1 既存事業について>

- 包括的相談支援事業
 - ・高齢（地域包括支援センターの運営）
 - ・障害（基幹相談支援センター等機能強化事業等）
 - ・子育て（利用者支援事業）
 - ・生活困窮（生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業）

○地域づくり事業

- ・高齢（地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業）
- ・障害（地域活動支援センター機能強化事業）
- ・子育て（地域子育て支援拠点事業）
- ・生活困窮（生活困窮者のための地域づくり事業）

<※2 新たな機能について>

- ・多機関協働事業
- ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ・参加支援事業

<※3 子育て分野の予算計上について>

- ・子ども・子育て支援交付金は内閣府計上
- ・重層的支援体制整備事業交付金については、内閣府から予算を移管し、厚生労働省へ計上

（参考）
令和6年度予算案
約543億円

- ・包括的相談支援事業分^{※1}
- ・地域づくり事業分^{※1}
- ・新たな機能分^{※2}